

I. 9条制定をめぐる多様な思惑の錯綜

1946年3月6日、憲法改正草案要綱（日本政府案）＝GHQ民政局メンバー起草の英文をもとに作成。

①アメリカの思惑：1) 日本帝国主義復活の阻止。（＝連合国の総意）

2) 東西冷戦下、「アメリカの目的を支持する政府」の樹立。

1946年「（日本に）共産主義は歓迎しない」（アチソン声明）

マッカーサー「東洋の（太平洋の）スイスタレ」。（資本主義・平和主義・非大国）。

②日本支配層の思惑：当初、「驚きと焦り」（吉田茂）。

BUT 「日本政府案」段階：保守派も含め、一様に歓迎。

∴ 1)（象徴）天皇制維持。（＝主な関心事項。戦前との連続性：保守派政権基盤の維持が保証）

2) 9条（＝あまり論争にならず）。

∴ 軍備撤廃・武装解除＝連合軍占領下の「既成事実」。

近未来の再軍備・戦争遂行：実質的に不可能。

& 拒みようのない所与の現実。最も現実的な現状是認主義。

1946年6月、国会審議：吉田茂「武装 &（個別的を含む）自衛権の双方を明確に否定」。

幣原喜重郎「他国との安保条約も否定した非武装平和主義」。

③日本国内の世論：新憲法（天皇制・9条）＝圧倒的に支持。

1) 素朴な平和歓迎・厭戦意識。「二度と戦争はいや」。

2) マスメディア・オピニオンリーダー・学校教育：新時代の平和主義ナショナリズム。

「世界に誇る平和国家日本」「武力と戦争を放棄した『選ばれし国』・日本」

「（戦争に）負けて、（平和・文明で）勝つ」。（平和憲法を持たぬ他国より、日本は「先進」）

3) 日本の支配層と同様、「現状是認」「選択の余地なし」。

* 1940年代後半～50年代初頭、「好きな国アンケートの上位：スイス」。

* 1)～3)の共通点：過去の侵略戦争の総括、反帝国主義・民族解放闘争の理念との接点が希薄。

すべての戦争の否定＝民族解放闘争も否定？

日本の侵略戦争も、中国・朝鮮等の民族解放戦争も同罪？etc. 深く考慮せず。

①～③の思惑の融合の中、新憲法：圧倒的な支持、1946年11月公布、1947年5月施行。

④反対勢力：日本共産党。（社会党の一部も）。

1) 天皇制維持に反対。

2) 9条の平和主義に真正面から反対。

9条：「侵略戦争（帝国主義戦争）」も「解放戦争（民族解放闘争）」も同一視、「戦争＝悪」論。

＝過去の侵略戦争の総括、反帝国主義・民族解放の観点を持たぬ抽象的な平和主義。無力。

& 「我が国（日本）の自衛権を放棄して、民族の独立を危うくする」。

* 2側面の錯綜：1) 反帝国主義・民族解放：普遍的正義。

∴ どの国も（日本も）平等に自衛権をもつべき。≠日本の特殊性。

2) 特に日本は、過去の侵略戦争の総括が必要。

＝アジアにおける日本の特殊性≡（後の）日本加害論。

⑤アジア諸国のまなざしは？

天皇制維持については、いくつかの反対意見。

BUT 9条については、明確な主張、管見にして未見。（おそらくあまり議論にならず）

∴ 中華民国・ソ連を含む連合国：「日本を二度と侵略国として復活させないこと」が一致点。

&（前述）日本の武装解除：既成事実。現状の是認。

∴ 特に異論を唱える政治主体なし。

当時の民族解放闘争勢力（ex. 中国共産党・朝鮮労働党等）の意見も、管見にして未見。

おそらく、日本の新憲法の是非を議論する余裕なかったのでは？。

BUT 理論的には2つの可能性。

a) 民族解放闘争論の立場。日本共産党の新憲法反対論を支持。（＝普遍的正義）

b) 統一戦線論の立場。「日本を二度と侵略国として復活させない」ために新憲法に賛成。
（＝日本の特殊性）。

いずれにせよ、アジア諸国の主流的なまなざし：9条に反対せず。

BUT 「9条＝人類の普遍的正義」だからではなく、

「日本の特殊性」を根拠、ある種の「日本への制裁」的要素。

∴ 「日本には9条を科すが、自国への適用は最初から想定外」。

9条：「人類の普遍的理念（平和的生存権）」の宣言とは裏腹に、極めて不幸な出生環境。

（BUT 落胆無用。新たな歴史的価値は、混沌と旧弊の中からは生まれえない！）

BUT その後の9条：ポスト・コロニアルの世界情勢に翻弄。ますます苛酷な「荊の道」。

II. 東西冷戦：アメリカの対日占領政策の転換

1947年頃～、東西冷戦の激化→アメリカの対日占領政策の大転換。

1948年、日本を「反共産主義の防壁・極東の工場に」（ロイヤル声明）

（資本主義・対米従属的軍備強化・経済大国←「東洋のスイス」）

1949年、中華人民共和国成立。

1950年、朝鮮戦争勃発。

マッカーサー「日本の自衛権」強調。「日本の軍事基地化」（ブラッドレー声明）。

沖縄に恒久基地建設声明。

警察予備隊創設指令（アメリカ極東戦略に利用する現地人部隊として再軍備）。

1952年、サンフランシスコ講和条約・日米安保条約。日華平和条約（中華民国≠中華人民共和国）。

①アメリカ：9条は邪魔な存在に。

②日本支配層：

当初、経済復興優先の立場から、「アメリカ自身が日本に付与した9条」を口実として、アメリカの軍備強化要請に抵抗（吉田茂）。

BUT 徐々にアメリカ世界戦略の下で「応分の役割」を果たすことによる経済成長路線にシフト。

日米安保・憲法9条の下での軽武装。高度経済成長路線へ。

＝日米安保下での「（個別的）自衛権＝合憲」。

1946年当時の「非武装・非同盟」から、なし崩し的に解釈改憲。

アメリカの軍備増強要請が徐々に強化。警察予備隊→保安隊→自衛隊。日本の軍事費：世界有数に膨張。

③日本「国民」世論：

1) 1952年（サンフランシスコ講和条約）以前、「平和・永世中立・全面講和」の主張。

反安保、反再軍備etc. も一定の位置。

BUT（前述）反帝国主義・民族解放の観点希薄。

ex) 1952年以前も非武装中立・全面講和を掲げつつ、同時に戦後補償問題には無関心。

「賠償打ち切り（＝アメリカ戦略）」を要求。

「第一次大戦時のドイツへの多額の賠償要求が第二次大戦の原因」等の自己中心的主張。

2) 1952年以降、急速に現状追認。1955年（高度経済成長）以降、特に顕著。9条と安保の同時支持。

a) 「平和」：民族独立・反帝国主義で闘い取るものではなく、

与えられた（米国によって）非戦争状態の中で、非軍事・経済活動に専念すること。

b) 「民主主義」：民族独立・反帝国主義で闘い取るものではなく、

単なる機会の平等、選択の自由、反独裁。

「戦前（天皇制・家制度・地主制・民族意識）は封建的」、「戦後は近代化・民主主義」。

c) 「平和」と「民主主義」：島国単位の経済成長・近代化によって実現。

「民族に拘るのは封建的。同質的な「国民・個人」意識こそが近代的・普遍的」、

しかもなぜか、それは「島国（一国）単位」の経済発展で実現。

しかもなぜか、「島国単位だが、民族独立（反米）には無関心」。

- * 戦後日本の極めて特殊な歴史的な文脈の中で構築された、アジア諸民族からは到底理解不可能な特殊な「平和と民主主義」意識。戦後の日本国民だけが、それを普遍的と思ひ込み・洗脳。
 - ex) 日本名で暮らしてきた在日韓国人が「実は自分は在日コリアンだ」とカミングアウト。戦後の日本人：「気にするな。同じだ。私は差別しない」。
 - (差別する／差別を気にする) 個人の問題に回収。現実の日本社会構造の構成要素として実在する民族問題を捉える認知枠自体を喪失。
 - ∴ 自らの民族独立にも無関心。

④日本共産党：

1950年頃 分裂。所感派の指導部：再軍備反対・平和擁護を唱える根拠として、憲法を掲げる傾向。
 1955年、六全協。統一回復。
 1956年、「『憲法擁護』というスローガンは、その下にひろく国民各階層を結集すべき旗印になっている」
 1960年代、「憲法の平和的民主的条項の蹂躪・反動強化が進展」との状況認識、憲法擁護。
 民族解放闘争論との整合性は保留。当面の状況認識・戦術的「護憲」。
 その後の日本共産党の憲法論の変遷については、和田進論文を参照。

- * 9条：「制定時の賛成派（米国・日本支配層）→改憲派」。

「制定時の反対派（日本共産党）→護憲派」。

= 「襷掛け」状態。

一貫して「護憲派」=日本国民

←1) 素朴な厭戦・平和意識。

2) 没主体的な現状追認。

3) 平和主義ナショナルリズム（「平和憲法をもつ平和先進国」。アジア諸国から見て「滑稽な尊大さ」）

4) 1952年以降、「島国（一国内・城内・利己的）」平和主義。

（「日本さえ戦争に巻き込まれなければよい」）

主流：「9条も安保も、日本国民の平和を守るために有効な道具」。

* 「個別的自衛権」だが、「単独作戦」は想定せず。=自己中心的思想。

∴ 米軍の傘の下（「共同作戦」）だからこそ、軽武装でOK（=9条も有効）。

戦後日本の特殊な歴史的な文脈における非戦争状態を、あたかも普遍的な平和主義とみなす国民意識。

反主流の一部：「日本国民がアメリカの戦争に巻き込まれるから安保に反対」

- * 根底には、反帝国主義・民族解放への無関心。

（例外：「朝鮮戦争・ベトナム戦争」の出撃基地としての米軍基地反対闘争）

∴ 「護憲」：1) 保守勢力の改憲圧力から、現憲法を「守る」。現状維持的・保守的スローガンに。

（現代の若者：「護憲=保守」認識の潜在的基盤）

2) 反帝国主義・民族解放闘争論（に基づく9条反対論）との理論的整合性を問わないまま、政治的な力関係論。当面の運動の「手段」。

3) 現実（自衛隊の存在・強化、巨額の軍事費）との乖離：年毎に拡張。

→「護憲」の内実・説得力、徐々に低減。

⑤東西冷戦下、アジアからのまなざし：依然として、管見にして未見。

BUT おそらくあまり論争にならず。

- ∴ 1) 資本主義陣営：アメリカ従属。

アメリカと同意見。アメリカの世界戦略下、日本の賠償を放棄、代替的経済援助・経済成長。

2) 社会主義陣営（中国、ソ連、北朝鮮等）：対米従属下での日本の軍備強化を警戒。

その「歯止め=9条」として是認。

民族解放闘争の勝利の歴史：戦争一般を否定する9条の理念を自国に持ち込むことはありえない

9条=日本だけに科すべき特殊な歴史的・現実的条項。∴ 日本には「護憲」を要求。

- * 個人的思い出：1992年頃、北京の「中国人民抗日戦争紀念館」、

約10m四方の巨大な「日本国憲法九条」の展示=「抗日戦争によって勝ち取った、偉大な成果」

BUT 館内には抗日戦争の英雄軍人・武器・戦争の誇らしげな展示。

館外にも露店で銃の玩具等、販売。子供達が皆で、私を射撃・「小日本鬼子！」。

* 9条：中国に持ち込むべき普遍的理念ではなく、抗日戦争勝利によって侵略国日本に嵌めた手枷

* 9条：「人類の普遍的理念（平和的生存権）」の宣言とは裏腹に、極めて不幸な生育環境。

生みの親（米国・日本支配層）からは「邪魔物扱い」。

反対者（日本共産党）からは、「普遍的正義ではないが、当面使える道具・政治的手段」。

国民からは、「日米安保と9条、どちらも城内平和・経済発展のための有効な手段」。

アジア諸国からは、「日本にだけは軍備強化を許さないための歯止め・手枷」。

BUT 落胆無用。矛盾しているのは9条ではなく、ポスト・コロニアルの政治的現実。

9条：ポスト・コロニアルの政治的現実（戦後民主主義・国民主権・民族解放）の矛盾・限界を超越。

∴ 政治的現実の矛盾を浮き彫りにする。

普遍的理念：普遍なのだから、ポスト・コロニアルの現実を変革する過程で、必ず実現！

ポスト・コロニアルの現実（戦後民主主義・国民主権・民族解放）の枠内では、9条の理念は実現不可能！

Ⅲ. 9条とアジアをめぐるいくつかの議論

①酒井直樹・丸山哲史（どちらも直接の9条論ではないが、東アジアへのまなざしをもつ平和論）

酒井：戦後の日本：パクスアメリカーナの下、「下請の帝国（米国の満州国）」という時代遅れの立場に固執。

∴ 敗戦国にも関わらず、戦後もアジア諸国に対して「下請の帝国」の地位を確保。帝国意識を保持。

BUT 1970年代以降、パクスアメリカーナ崩壊（←ベトナム敗戦等）。

1990年代以降、崩壊は特に顕著（←中国・韓国の経済発展。アメリカの相対的地位低下）。

BUT 日本（安倍政権・日本国民）：この現実から目をそらし、依然として「下請の帝国」の地位に固執。

東アジアから見ると、「滑稽な尊大さ」。

ex) 慰安婦問題等、居丈高な排外主義に慰安の場を求める「ひきこもりの国民主義」。

「帝国の喪失」という現実をふまえ、「恥」を晒してアジア諸国と向き合うことが大切。

丸山：日本：冷戦終結後も東アジア冷戦体制に固執、ポスト冷戦実現の桎梏・障害物。特に沖縄＝最大の拠点。

冷戦終焉→日米安保の抑止力論の弱体化。

BUT 尖閣問題（中国の脅威）→安保抑止力論の復活。

& 日本の尖閣領有主張＝米国の「保護」が論拠・不可欠の条件。

∴ 日本だけが脱冷戦思考に至れず。（←自らが「米国の保護国」であることを自覚しえない病理）。

日米安保・沖縄＝脱冷戦後の東アジア秩序構想の最大の桎梏。

この問題に踏み込まない憲法論議＝東アジアから見ると「絵空事」。

* 現状を、酒井は「パクスアメリカーナの崩壊」、丸山は「脱冷戦」の時代と規定。

BUT どちらも日本が日米安保を抜け出さない以上、東アジアから見れば、「9条の意義」に説得力なし

②汪宏倫（台湾）

戦争フレーム（≡戦争観）から東アジア（特に日中）を考察。

中国：アヘン戦争～国共内戦、多様な戦争フレームが併存。

BUT 1949年・中華人民共和国成立以後、唯一の支配的フレーム。

＝「100年国恥、それを解放・独立に導いた栄光の中国共産党」。

戦争（勝利）で中華人民共和国(nation)が成立。「勝利者」の言説。（com. 戦争＝正義≠悪）

1980年代以降、新たな基調。「勝利者」→「被害者」。南京大虐殺等の強調。

∴ 米中・日中国交正常化→経済格差が明確化。→「被害」を強調する必要。

1989年、天安門事件以降、愛国教育。「被害者」をますます強調。

& 被害＝主に対日 ∴ それ以前の被害：中国共産党と無関係。

日本：3つの戦争フレーム

1) 大東亜戦争フレーム：戦前日本の公式フレーム。欧米帝国主義に抗して自存自立・アジア解放。

2) 太平洋戦争／アジア太平洋戦争フレーム：戦後、戦勝国アメリカが日本に付与。

日本：国際法侵犯、軍国主義的侵略戦争。米国（≠中国）に敗北。

アジアへの配慮→「アジア太平洋戦争／15年戦争」。＝補償・賠償論の根拠。

BUT その場合も、日清・日露戦争は別。（∴ 戦勝国アメリカとは無関係）

3) 非戦フレーム。日本国憲法。いかなる戦争も絶対悪。多くの日本人・平和教育が受容。

実際には敗戦後占領期のみ可能 ∴ (戦勝国アメリカが付与した) 太平洋戦争フレームの派生物。
多様な戦争フレームの対立がある限り、東アジアでの論争は終結しない。

ex) (日本国憲法の) 非戦フレームで東アジアが一致するなど考えるのは全くの幻想・非現実的。

∴ 戦争と国家は不可分。自衛権を含む戦争を放棄した国家は存在しない。

日本：自衛隊が存在。政府・国民の多数 (com. 自民～共産) は国家の自衛権を承認。

民族解放闘争を含む戦争一般の否定：日本に侵略されたアジア諸国が同意せず。

現在の中国＝被害者・勝利者フレームに基づき、強い国家 (軍事力強化) を指向。

* 9条＝国家の憲法であるにもかかわらず国家と不可分の自衛権を否定する矛盾。

日本に侵略され、解放戦争で独立を勝ち取ったアジア諸国が、同意するはずがない。

& 日本が日米安保を離脱しても、平和な東アジアは実現しない。国家が存在する限り、戦争はなくなる
ない。米国が東アジアから手を引けば、中国がますます覇権主義に) (=酒井・丸山との違い)

③孫歌 (中国社会科学院)

韓国人・日本人はしばしば「東アジアからのまなざし」「東アジアの共同」と言うが、

「(東) アジア」とは何か? そんなものは存在しない。

韓国人・日本人は、暗黙のうちに日中韓を「東アジア」と想定。

BUT テーマによって北朝鮮排除・包摂、米ロを含めて「六カ国」、台湾etc. 恣意的・使い分け。

中国にとって、「アジア・東アジア」は有効な議論の枠組みではない。(com. 一帯一路でも明白)

むしろ第三世界 (A A L A) 論の方が歴史的に有効。(=反帝国主義・民族解放闘争論)

& 日本：本当は、多様な水平的 (侵略的ではない) 東アジア論の伝統。(岡倉天心等)。

BUT 大東亜共栄圏の歴史→アジア論自体が「悪」という単純化。

(「島国」単位の城内平和主義)

中国・韓国：被害者意識。∴ 日本の多様な水平的アジア論の受け入れが感情的に困難。

∴ 「東アジア」社会の構築：現実にも困難。

& 駐韓米軍、在日・沖縄米軍問題を未解決のまま、日・韓は本当に「東アジア」の平和を語れるのか?

特に日本人の戦争感情：「戦争への支持 VS 反対」という抽象的命題に単純化。歴史的分析に耐え得ない。

& 中国・韓国：日本憎しの情緒的統合。自らの歴史責任 (戦前・戦後を含む) を引き受けない。

* 9条＝民族解放闘争の積極的意義を認めず、歴史的分析に耐え得ない抽象的命題。

& 日本憎しの情緒的統合に凝り固まる中国・韓国が、9条を受け入れるわけがない。

日米安保・一国平和主義に固執する日本国民：東アジアの平和を語る資格なし。

反日 (=民族解放論、被害国民) の情緒的統合に固執する中国・韓国国民にも問題・限界)。

④総じて、9条はアジア諸国で「普遍的理念」として受け入れられているとは言えない。

1) 最大の問題：「9条の平和主義」と「民族解放闘争論」との理論的整合性が曖昧。

2) 「9条 & 日米安保・自衛隊」の関係 (同時併存という現実) が、9条論議の意義を一層希薄に。

3) & 日米安保・自衛隊を廃止しても、9条的平和が担保される保証はない (←中国・北朝鮮の動向)

以上の3次方程式を解かねば、9条の意義をアジアと共有することは困難。

アジア諸国に「日本に9条護憲を求める」主張があるとすれば、

1) かつての侵略国日本が、これ以上の軍事大国にならないための歯止め。

2) 日米安保条約下の日本が、これ以上の軍事大国にならないための歯止め。

= 「見習うべき普遍的理念」ではなく、特殊日本への制裁・警戒の証。

(BUT 落胆無用。9条を受け入れないのは、民族解放闘争論に固執するアジア諸国の方が間違っている!)

IV. 総括

①酒井・丸山：安倍政権・日本国民を、時代遅れの対米従属／東西冷戦に固執と認識。これを批判。

BUT 甘い!。安部・日本国民：米国の地位低下／冷戦終焉もふまえ、中核国家としての「生き残り」も視野に。

アメリカだけでなく、中国や日本も覇権国化を指向。

∴ 日本が、たとえ日米安保・対米従属を脱しても、それだけでは平和は実現しない。

- ②注：「(自衛権・民族解放を是認する) 国家が存在する限り、戦争はなくなる」と指摘。
正しい。BUT 「戦争をなくすには、自衛権・民族解放を是認する国家をなくすしかない」ことに言及せず。
∴ 現実の歴史を「戦争フレーム」で解釈しただけ。
戦争フレームで現実の歴史を解釈すれば当然、「戦争は続いている」との結論。同義反復。
平和実現の展望示せず。
- ③孫：「日本国民の『島国』平和主義 & 対米従属」、「中国・韓国国民の被害者意識」をともに批判。
正しい。BUT 民族解放闘争論(その延長上にある中国の軍事大国化)等への批判は言及せず。
(立場上、やむなし。BUT 批判できない現実こそ、中国の「民族解放の成果＝国民国家」の限界を立証)
「国民国家(nation)」を越えた民衆の連帯：本論文では希薄(尖閣問題を論じた別記事では言及)。
- ④4者に共通する限界：ポスト・コロニアルの国民主権・民族解放・国民国家を明確に批判する視点の欠如。
民族解放：あくまで帝国主義時代の(今となっては時代遅れの)普遍的価値。
& 民族解放闘争の担い手＝「民衆(people)」(≠「国民(nation)」)
∴ 旧植民地に「国民(nation)」存在せず。
中国八路軍(人民解放軍)、パルチザン、レジスタンスetc.
どれも「国軍・国家」ではない。民衆の自発的組織。
民族解放闘争のスローガン＝「国際主義(international-ism)」(≠「国民主義の連合(inter-nationalism/United Nations)」)。
民族解放闘争に参加したのは、旧植民地の民衆だけでなく、宗主国の国民・外国人を含め、
反帝国主義の立場に立った民衆。(旧植民地の国民にも、帝国主義の傀儡は存在)
民族解放闘争＝「国民・民族的(national)」運動ではなく、被抑圧階級の階級闘争。
BUT 民族解放闘争の勝利(ポスト・コロニアル時代)→階級的視点の喪失、国民的視点(国民国家＝国民主権＝民族解放)へと歪曲。(一部を除く)
階級的視点：日本人民衆＝戦争の被害者。(国籍を問わず、すべての民衆は戦争被害者)。
∴ 戦争被害者として国籍を越えて連帯し、あらゆる国家が発動する戦争を阻止。
＝9条の平和的生存権の思想。
国民的視点：日本国民＝戦争の加害者。中国・朝鮮の国民＝戦争の被害者。
「日本国民は加害者として責任を感じなければならない」。
「日本には、9条で歯止め・制裁を科すべき」。
「その他のアジア諸国は民族解放闘争の延長上で軍備増強も当然」。
「日本も(国民を守るための)自衛権は必要」。
ポスト・コロニアル時代、本来、階級的視点を堅持すべき左翼まで、
「国民的視点(nationalism)」に洗脳。
a)特に日本：加害者意識が、まるで「左翼の良心の証」であるかのような錯覚。
国民主義的な9条擁護論：改憲派に付け込まれる隙だらけ。
ex)「軍事力行使を含む自衛権は否定しないが、過度の軍備増強の歯止めとして9条」
→過度とは？ 情勢認識次第。基準曖昧。
「戦勝国が日本に科した制裁＝9条」への反論。「いや、日本国民が望んだ」。
→実際には双方の要素。せいぜい水掛け論。
& 9条を望んだ日本国民の意識自体に、さまざまな歴史的制約・限界。
b)中国共産党：(私の専門)残留孤児問題に即していえば、
1940年代～1950年頃、階級的視点を堅持。
「日本人の残留孤児は戦争の被害者。いじめてはいけない。むしろ手厚い援助が必要」
1950年代中葉～、東西冷戦、国民的視点に変質。
「日本人の残留孤児は、日本のスパイ容疑者。警戒・制裁が必要」。
& 同じ警戒・制裁は、中国人民衆にも適用。文化大革命へ。
「民族解放の成果＝国民国家」が民衆の「生命－生活」の桎梏と化す。
c)本資料末：「中国、高校生演説に圧力」。2017.11.17.神戸新聞。
典型的な没階級的「国民主義」。「日本人は被害者と言ってはいかん!」。
国民主義(民族解放・国民主権)の洗脳から離脱し、階級的視点に立ち返ることが重要。

*個人的思い出：

1)配偶者（中国人）、当然、当初、「広島原爆被害＝日本人の自業自得」論。

BUT 広島平和記念館で「民衆の被害」を実感→意見変更。

「日本人が加害者であることを反省したから（中国人として）許す」のではない。

「日本人・中国人を問わず、民衆は被害者であった事実を知ったからこそ、日本・中国の双方の政府の戦争に向けた行為に反対」。（∴ 一応、家庭内平和）

2)北大院生当時、藤岡信勝一派（新しい歴史教科書を作る会）が台頭。

当初、左翼的立場から「戦争被害教育は一面的。日本の加害責任を教えるべき」。

私も勧誘。BUT 断固、反対。「階級的立場（被害者論）を堅持すべき」と主張。

当時、「左翼」を名乗る人々から、「加害責任の自覚が欠如」と批判。

その後、予想通り、いくら加害責任を教育しても、生徒の顔が暗くなるだけ。展望見えない。

→右翼的展開。「（日本）国民の生命・安全擁護のため、帝国主義時代の当時としては侵略もやむなし・むしろ必要な道。英米帝国主義を批判せず、敗者の日本だけを批判するのは

不当。戦勝国が日本だけに制裁を与えたのが東京裁判。それを受け入れるのは自虐史観」

＝国民主義・加害者論の必然的末路。

9条：国家の自衛権の放棄＝近代国民国家（民族解放・国民主権）の否定。

国家の憲法でありながら、国家を超越。 ∴ ポスト・コロニアリズムの新たな普遍的理念。

9条平和主義の担い手：「国民（nation）」ではなく、国家・国籍に囚われない「民衆（people）」。

平和主義を担保：「平和を希求する世界の諸国民（誤訳）“the peace loving peoples of the world”」

国民的運動では、9条は守れない。

護憲にとって重要なことは、理論面でも、実践面でも、国民主権・民族解放・国民国家の克服。

階級的な「世界連帯（international-ism）」の再構築。

《参考文献》

浅野慎一（2012）「民族解放・国民主権を超えて－世界システムと東アジア」『日中社会学研究』20

浅野慎一（2001）『新版 現代日本社会の構造と転換』大学教育出版、第4章

浅野慎一（2017）「和田進氏の講演『憲法施行70年と日本国憲法の今』を聞いて」『白バラ通信』No. 37

浅野慎一・佟岩（2016）『中国残留日本人孤児の研究』御茶の水書房、第2章

汪 宏倫（2014）「東アジアの近代の理論化のために」『思想』1078

小熊英二（2002）『民主と愛国』新曜社

酒井直樹（2015）「帝国の喪失とパクス・アメリカナの終焉」『新潟国際情報大学国際学部紀要』創刊準備号

孫 歌（2013）「われわれはなぜ東アジアを語るのか」『クアドランテ』15

丸川哲史（2015）「日米安保体制と大陸中国・台湾」『阿Qの連帯は可能か』せりか書房

守屋典郎（1972）『日本資本主義発達史（上・下）』新日本出版社

和田 進（1995）「戦後諸政党と憲法・憲法学 日本共産党の憲法論の展開」『講座 憲法学』別巻 日本評論社